

特定外来生物防除実施要領

令和5年3月17日

目次

1, 本実施要領について	1
2, 防除の原則の遵守について	2
3, 国の機関による防除の手続きについて	3
(1) 手続きの流れ	3
(2) 公示事項	3
4, 都道府県による防除の手続きについて	4
(1) 手続きの流れ	5
(2) 公示事項	5
(3) 留意事項	6
5, 市町村の行う防除の確認手続きについて	6
(1) 手続きの流れ	6
(2) 申請書記載事項	7
(3) 防除実施計画書記載事項の概要	7
(4) 緊急防除の場合	11
(5) 確認を得た事項を変更する場合	12
(6) 防除を中止する場合等	12
(7) 留意事項	12
6, 民間事業者・個人等が行う防除の認定手続きについて	12
(1) 手続きの流れ	12
(2) 申請書記載事項	13
(3) 防除実施計画書記載事項の概要	13
(4) 認定を得た事項を変更する場合	14
(5) 防除を中止する場合、基準に違反した場合等	14
(6) 留意事項	14
7, 令和5年3月31日までに防除の確認又は認定を取得した防除の扱いについて	14
8, 3～6の手続きを必要としない防除について	14
(1) 小規模な防除	14
(2) アカミミガメ、アメリカザリガニの防除	15
9, 参考情報	15
10. 様式、防除実施計画書の例	16

1, 本実施要領について

本実施要領では、令和5年4月1日以降の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第三章に記載されている各主体による特定外来生物の防除について、必要な手続きや留意点を記載しています。防除主体ごとに必要な手続きや留意点が異なりますので、関連する箇所の記載や該当する様式に沿って手続きをお願い致します。

また、本実施要領では申請方法などは基本的にメール送付を前提とした記載をしていますが、令和5年末頃に申請手続き等のオンライン化の実装を予定しており、オンライン化が始まる際に本実施要領についても必要箇所の更新を行います。

なお、これまで環境省から発出してきた防除の運用に関する以下の文書に記載されている情報や防除に関

する各種様式については、改正後の制度に合わせて本実施要領に一元化しているため、これらの文書は廃止となります。令和5年4月1日以降に法に基づく防除を行う際には、本実施要領を御参照下さい。

- ・平成17年6月3日環境省自然環境局野生生物課長通知（環自野発第050603002号）「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物の防除の公示について」
- ・平成17年7月15日事務連絡環境省自然環境局野生生物課「特定外来生物の引取飼養等について」

2、防除の原則の遵守について

特定外来生物の防除を実施する場合は、法第10条の2に規定する防除の原則に基づき、どの実施主体であっても鳥獣保護管理法その他関連法令を遵守し、適切な方法により行わなければなりません。

防除の原則の「適切な方法」の具体的な内容は、下記ア～キとなります（特定外来生物被害防止基本方針第4の「1 防除の原則」参照）。国の機関や都道府県が防除を実施する際には、各自において防除の原則を遵守して防除を実施して下さい。市町村（特別区を含む。以下同じ。）や、民間団体・個人等の防除については、確認・認定を取得する際の基準として防除の原則の事項が含まれているため、確認・認定の基準を遵守することにより防除の原則を遵守していることとなります。防除の原則の各項目の詳細については、5（3）四（p7～）の確認・認定の基準の解説も御参照下さい。

特定外来生物被害防止基本方針（令和4年9月20日閣議決定）

https://www.env.go.jp/nature/intro/llaw/files/kihon_rev_all_r4.pdf

以下の各項目については、基本方針第4の1「防除の原則」より抜粋して記載。

ア 防除の実施に当たっては、設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保など錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講ずるものとし、また、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする。

- ・国の機関や都道府県による防除の場合は確認証、認定証の発出が無い場合、第三者に防除の公示のページを示せる状態にしておくことでこの要件の「本法に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をする」を満たすものとみなす。

イ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。以下同じ。）には、捕獲器具等ごとに、防除実施主体又は従事者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行う。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、捕獲器具等を設置した場所周辺に立札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

ウ 捕獲個体等は防除実施主体の責任のもと、適切に処分することとし、個人的な持ち帰り及び野外への放置のないようにする。

エ 捕獲個体をやむを得ず殺処分しなければならない場合には、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行う。

オ 既に国土保全等において大きな役割を果たしている特定外来生物については、当該特定外来生物の果たしている役割を考慮し、防除の実施に際して関係者と十分調整を図る。

カ 防除の対象とする特定外来生物が鳥獣の場合には、次の事項に留意する。

- ① 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮すること。
- ② 狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- ③ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
- ④ わなを設置する際には、防除対象以外の鳥獣の錯誤捕獲を防止するため、わなの形状や設置場所に留意すること。また、防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。

キ その他、防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国や都道府県の防除に際しては、「防除の確認・認定の基準」に定める事項に配慮して実施するものとする。

- ・「防除の確認・認定の基準」は5（3）四（p7～）に記載している。これらの内容についても実施の

際に配慮すること。

- ・鳥獣保護管理法上の狩猟免許に係る事項（p10の5（3）四チ（ウ））は、国や都道府県による防除の際も同様に扱う（知見を有する団体等であれば非免許所有者も従事可能）。
- ・関連法令とは、具体的には鳥獣保護管理法の他、種の保存法、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、廃棄物処理法などが特に関係するため、よく確認すること。また、地方公共団体において都道府県漁業調整規則や関連条例を策定している場合もあるため、これらも確認すること。

3、国の機関による防除の手続きについて

国の機関が防除する場合は、（1）に記載の公示と都道府県への通知の手続きが必要となります（法第11条第2項）。また、防除の実施主体に地方公共団体を含める場合は、公示事項に当該地方公共団体が一部を担うことを記載することで、当該地方公共団体について別途の公示や確認の手続きなしに法に基づく防除を行うことができます。防除の実施主体に地方公共団体を含める場合は、事前に当該地方公共団体の同意取得が必要となります（法第11条第3項）。

また、防除を実施する際には、2に記載の防除の原則を遵守して実施する必要があります（法第10条の2）。

（1）手続きの流れ

- ①（防除実施主体に地方公共団体を含む場合のみ）地方公共団体の同意を書面又はメールで取得（様式自由）
↓
- ②国の機関から環境省外来生物対策室に公示事項を連絡、相談
 - ・環境省外来生物対策室から関係都道府県に対し、防除の公示事項をメールにて連絡
 - ※都道府県は主務大臣が指定する期日内であれば、この公示について意見を述べるができる。↓
- ③環境省ホームページ（※）に防除一覧として公示事項を掲載
※<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>
↓
- ④防除の原則を遵守して防除実施

（2）公示事項

法第11条第2項及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第15条で公示するとしている事項については、基本方針第4の「2 防除の公示に関する事項」の記載による他、以下に沿って公示してください。公示事項の変更に当たっては、変更箇所について明記の上、（1）と同様の手続きを行ってください。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

- ・学名と和名（和名がない場合は学名のみ）を記載すること。種類が複数ある場合は同じ公示の中で記載してよい。

環境省 HP：特定外来生物一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

二 防除を行う区域及び期間

- ・防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域のうち、防除を行うことが想定される地域を記載することとし、都道府県、市町村、保護区、水系等の単位を基本とする。ただし、非意図的に導入されて全国で防除する可能性

のあるものなど、必ずしも区域が特定できない場合は全国を区域とする。

- ・防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定める。ただし、最長 10 年間とすること。
- ・被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じて区域の変更、期間の延長等を行うこと。

三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

- ・防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等をした個体の取扱いの方法を記載すること。
- ・使用する捕獲器具等の種類及び捕獲等の方法を記載すること。
- ・防除の一環で特定外来生物の放出を行う場合には、以下の事項を満たす方法について主務大臣が告示で定めた上で、当該告示に沿う方法であることを公示して行うものとする。なお、防除の推進に資する学術研究の目的で放出をする場合は、法第 9 条の 2 の放出の許可手続きを行うこと。
 - ① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
 - ② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
 - ③ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

四 防除の一部を地方公共団体が行うときは、当該地方公共団体の名称

- ・本項目に含める地方公共団体は、適切な役割分担の上密接に国の機関と連携して防除を行う者に限ることとする。
- ・名称を記載する地方公共団体について、防除の対象とする特定外来生物と同じ種類の特定外来生物について、令和 5 年 3 月 31 日までに取得した防除の確認が有る場合で、国による公示に地方公共団体を含めるにあたり当該確認を不要とする場合には、その旨を事前の同意の際に環境省に連絡すること。連絡を受けた場合、環境省は当該確認を取消し、環境省ホームページ上の確認の公示を削除するものとする。公示が削除された地方公共団体においては、遅滞なく、確認証を環境省地方環境事務所に返還すること。

五 防除の目標その他防除に際し必要な事項

- ・防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標を設定すること。
- ・特定外来生物の指定時の指定理由（生態系被害／農林水産業被害／人の生命・身体への被害）に応じた目標とすること。
- ・この他、効力を明らかにするため、防除主体となる者（〇〇省など）と公示の日を明記する。

4、都道府県による防除の手続きについて

都道府県が防除する場合は、(1)に記載の公示と国への通知の手続きが必要となります（法第 17 条の 2 第 2 項）。また、防除の実施主体に市町村を含める場合は、公示事項（通知事項）に当該市町村が一部を担うことを記載することで、当該市町村について別途の確認手続きなしに法に基づく防除を行うことができます。防除の実施主体に市町村を含める場合は、事前に当該市町村の同意取得が必要となります（法第 17 条の 2 第 3 項）。

また、防除を実施する際には、2 に記載の防除の原則を遵守して実施する必要があります（法第 10 条の 2）。

(1) 手続きの流れ

- ① (防除実施主体に市町村を含む場合のみ) 市町村の同意を書面又はメールで取得 (様式自由)
↓
- ② 【様式1】に必要事項を記載した上で、所属地を所管する地方環境事務所にメールで送付
↓
- ③ 地方環境事務所にて通知内容を確認し、環境省ホームページ (※) の防除一覧に掲載
※<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>
↓
- ④ 都道府県のHP等にて、環境省の防除一覧のHPリンクを掲載
↓
- ⑤ 防除の原則を遵守して防除実施

(2) 公示事項

法第17条の2第2項及び施行規則第15条で公示するとしている事項については、基本方針第4の「2防除の公示に関する事項」の記載による他、以下に沿って公示することが必要となります。【様式1】にこれらの事項を記載の上、環境省地方環境事務所に提出して下さい。公示事項の変更に当たっては、変更箇所について明記の上、(1)と同様の手続きを行ってください。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

- ・学名と和名 (和名がない場合は学名のみ) を記載すること。種類が複数ある場合は同じ公示の中で記載してよい。学名と和名については、以下に掲載の特定外来生物一覧を参考にすること。

環境省HP：特定外来生物一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

二 防除を行う区域及び期間

- ・防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域のうち、防除を行うことが想定される地域を記載することとする。都道府県内全域に広くまん延している場合や広く防除を行うことが想定される場合は、都道府県全域又は複数の市町村・水系など広範な地域を記載することも可能。
- ・防除期間としては、当該区域において被害の発生を防止するために必要な期間を定める。ただし、最長10年間とすること。
- ・被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じて区域の変更、期間の延長等を行うこと。

三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分 (以下「捕獲等」という。) 又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容

- ・防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等をした個体の取扱いの方法を記載すること。
- ・使用する捕獲器具等の種類及び捕獲等の方法を記載すること。
- ・防除の一環で放出を行う場合には、以下の事項を満たす方法について個別に環境省外来生物対策室に相談し、主務大臣による告示の策定を踏まえて、当該告示に沿う方法であることを公示して行うものとする。なお、防除の推進に資する学術研究の目的で放出をする場合は、法第9条の2の放出の許可手続きを行うこと。

① 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。

② 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。

③ 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。

四 防除の一部を当該都道府県の区域内の市町村が行うときは、当該市町村の名称

- ・公示後に市町村の追加をする場合には、(1)と同様に手続きをとること。その際、②の環境省地方環

境事務所へのメールにて添付する【様式1】には、公示事項の変更として記載すること。

- ・名称を記載する市町村について、防除の対象とする特定外来生物と同じ種類の特定外来生物について、令和5年3月31日までに取得した防除の確認がある場合で、都道府県による公示に市町村を含めるにあたりこれらの確認が不要となる場合には、その旨を【様式1】に記載すること。これを受け取った場合、環境省は確認を取り消すとともに、環境省ホームページ上の確認の公示を削除する。公示が削除された市町村においては、遅滞なく、確認証を環境省地方環境事務所に返還すること。

五 防除の目標その他防除に際し必要な事項

- ・防除の対象となる特定外来生物の生態的特性と予想される被害の状況を勘案し、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標を設定すること。
- ・特定外来生物の指定時の指定理由（生態系被害／農林水産業／人の生命・身体への被害）に応じた目標とすること。
- ・計画の対象となる特定外来生物が県を越えて分布する場合には、関係都道府県・市町村と連携して保護管理を進めることができるように、必要な協議・調整を行ったうえで目標を設定すること。
- ・この他、効力を明らかにするため、防除主体となる都道府県（事務所や機関が決まっている場合は当該事務所や機関）と公示の日を明記する。

(3) 留意事項

- ・複数の都道府県で共同で公示、通知することも可能です。この場合は、通知には全ての都道府県を明記するほか、環境省地方環境事務所への通知の連絡の際には、窓口となる都道府県を決めて連絡を行うようにして下さい。
- ・防除実施計画書の作成は義務ではありませんが、効率的、効果的な防除の実施のために防除実施計画を策定して防除を行うことが推奨されます。防除実施計画書の作成の際は、特定外来生物被害防止基本方針 p17～19 の記載や、p 7～の 5（3）、p 24～の防除実施計画書の記載例を参考に作成下さい。
- ・公示に基づき、種の保存法の管理地区で防除を行う際には、その旨を事前に環境省地方環境事務所に一報して下さい。また、管理地区内の立入制限地区で緊急に防除を行う必要がある場合には、環境省地方環境事務所に事前相談して下さい。
- ・防除の公示の内容については、モニタリング結果等を踏まえて適切に見直しを行って下さい。
- ・防除を中止した場合は、【様式1】を用いて環境省地方環境事務所に通知すること。

5、市町村の行う防除の確認手続きについて

市町村が防除する場合は、(1)に記載の確認の手続きが必要となります（法第17条の4第1項）。

(1) 手続きの流れ

- ①【様式2】に必要事項を記載し、防除実施計画書を添付して地方環境事務所へメールにて提出
↓
- ②地方環境事務所にて施行規則第22条の基準への適合について審査
↓
- ③地方環境事務所から、当該申請のあった防除の区域を管轄する都道府県へ通知
(2週間以内(※)であれば都道府県から意見を述べる事が可能)
↓
- ④審査通過後、地方環境事務所から確認証交付。環境省ホームページの防除一覧に掲載。
地方環境事務所から都道府県へ確認の公示について通知。
↓
- ⑤防除実施計画書記載事項を遵守して防除実施

※2週間以内に照会への返答を得た場合はこの限りでない。また、緊急的に防除を行う必要がある場合（施行規則第23条の2ただし書。施行規則第23条第2項ただし書に基づく緊急防除ではない防除の場合も含む。）は、個別事情に応じてこの期間を短縮して通知する場合がある。

(2) 申請書記載事項

【様式2】にこれらの事項を記載の上、地方環境事務所に提出して下さい。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

- ・学名と和名（和名がない場合は学名のみ）を記載すること。種類が複数ある場合は同じ公示の中で記載してよい。学名と和名については、以下に掲載の特定外来生物一覧を参考にする。

環境省 HP：特定外来生物一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

二 防除を行う区域及び期間

- ・防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域のうち、防除を行うことが想定される地域を記載すること。市内全域に広くまん延している場合や広く防除を行うことが想定される場合は市全域又は複数の水系など広範な地域を記載することも可能。
- ・期間については、(3) 四アを参照。
- ・被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じて区域の変更、期間の延長等の手続きを行うこと。

三 防除の目標

- ・(3) 二を参照。

四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

- ・(3) 一を参照。

(3) 防除実施計画書記載事項の概要

申請書に添付する防除実施計画書には、以下の一～四の事項を記載する必要があります(施行規則第22条、第23条第2項)。防除実施計画書の様式は自由です(【防除実施計画書記載例】を参照)。また、【様式2】の申請書のうち「2. 防除の内容の概要」に記載する事項についても、防除実施計画書に記載して下さい。

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

- ・防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等をした個体の取扱いの方法を記載すること。
- ・使用する捕獲器具等の種類及び捕獲等の方法を記載すること。

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

- ・施行規則で規定する防除の目標について、計画に記載するものは特定外来生物の指定時の指定理由(生態系被害/農林水産業被害/人の生命・身体への被害)に応じたものとする。
- ・必要に応じて計画対象区域の地区割を行った上でそれぞれの地区ごとに目標を設定することも考えられる。
- ・設定された目標については、防除の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、随時見直しを行うものとし、見直し予定時期についても計画に盛り込むことが望ましい。

三 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

- ・協議・検討時期、協議・検討の関係者、協議・検討結果を記載すること。

四 前各号に掲げるもののほか、施行規則第22条各号の規定において定める基準(防除の確認・認定の基準)に適合することを示す事項

以下のア～ツを記載すること。

ア 確認又は認定を受けようとする防除の実施期間が、10年以下であること。

- ・実施期間を記載すること。計画が終期を迎えるときには、計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な防除実施計画の改訂を行うこと。また、計画

の有効期間内であっても、計画の前提条件となる特定外来生物の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を検討すること。

- ・捕獲個体を販売する場合には、通常の防除事業とは異なり経済的利益も発生することから、外来生物を駆除して生態系を保全するという防除実施計画の目的・内容が失われることがないよう、確認又は認定期間を、主務大臣が告示で定める飼養等の許可の有効期間と同じ年数までに限定する。

イ 設置した捕獲器具等を適切に管理できる体制の確保等の錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じ、やむを得ない場合を除き、捕獲等を行う区域における静穏を保持すること。

- ・設置予定の捕獲器具等の写真又は情報と、管理の人員数・役割分担を記載すること。
- ・当該防除について予想される危険性と対策を記載すること。
- ・大きな音の出る捕獲器具等を用いる場合は、その使用の必要性や使用の際に留意する事項（時間帯など）を記載すること。

ウ 事前に関係地域住民等への周知を図ること。

- ・周知の時期や方法を記載すること。

エ 法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

- ・環境省地方環境事務所が発行する確認証を携帯することを記載すること。確認証を携帯することが困難な場合は、各防除現場の責任者が、環境省地方環境事務所が発行する確認証の写しを携帯することを記載すること。

オ 防除による効果と地域の生態系への影響を比較考量し、地域の生態系への影響が必要最小限となるよう配慮すること。

- ・防除による効果（農作物への被害の低減、希少種の生息・生育状況の改善など）と、防除による地域の生態系への影響を明記した上で、地域の生態系への影響を軽減するための措置を具体的に列挙すること。薬剤を使用する場合は、使用時の配慮についても記載すること。

カ 防除を行う区域における防除の対象となる特定外来生物の生息状況又は当該特定外来生物による被害状況の調査を行うこと。

- ・調査の内容や方法について記載すること。
- ・既に生息状況など一定の情報が集まっており、直近での追加調査を予定していない場合であっても、防除の進捗に応じて必要な調査を行う旨記載すること。

キ 防除実施計画書の範囲内で捕獲個体の飼養等をする場合には、そのための施設の構造及び強度並びにその細目について、施行規則第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したものであること。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合であって、逸出防止の措置を講ずることとしているときはこの限りではない。

- ・「第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に適合したもの」とは、「環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年農林水産省・環境省告示第4号）、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成17年環境省告示第42号）に適合したものを意味する。
- ・飼養等施設の写真や情報を掲載すること。ただし書きに該当する場合には、わなの写真又は情報及び具体的な逸出防止措置を掲載すること。
- ・保管期間が長期間になる場合は、繁殖防止措置についても記載すること。

ク 捕獲個体について、処分のための必要最小限の一時的な保管又は運搬以外の飼養等に当たる行為を飼養等の許可なく行わないこと。

- ・捕獲個体の保管、運搬を予定している場合は、その内容（場所、およその日数など）と必要最小限である理由を記載すること。

ケ 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し等をする場合は、譲渡し等の相手方が、法第4条第2号

の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者又は法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者（生業の維持の目的で許可を有する者にあつては、譲り受けた個体を保管する事業を行う者に限る。）であること。

- ・捕獲個体の譲渡し等を予定している場合は、想定する譲渡し等の相手方について記載すること。
- ・ここでいう「法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者」とは、施行規則第2条に規定されている以下の者を意味する。また、いずれも特定飼養等施設で譲渡し等を行い、譲渡し等の際やその後に逸出しないように十分気をつけること。
 - ▶廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管又は運搬をする者。（廃棄物処理法に基づく許可等を得て廃棄物処理業を行う事業者）
 - ▶鳥獣保護管理法（平成14年法律第88号）第9条第1項、第11条第1項又は第13条第1項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をする者。
 - ▶食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業について食品衛生法第55条第1項の許可を受けた者であつて、特定飼養等施設で譲受けた個体を保管する者。
 - ▶飼養している生物の餌として処分する目的で、アメリカザリガニの個体を購入し、特定飼養等施設で保管する者であつて、当該購入を届出た者。（なお、アメリカザリガニ・アカミミガメについては無償で特定少人数の相手に譲り渡すことは規制の適用除外。）
- ・ここでいう「法第5条第1項の規定に基づく飼養等の許可を受けている者」とは、学術研究、教育、展示、その他公益上必要と認められる目的で飼養等の許可を取得している者のほか、生業の維持目的で許可を取得した者のうち自身で譲受けた個体を処分（加工、堆肥化のために一時的に生きたまま扱うなど）する目的で許可を受けた者を想定しており、生業の維持目的で譲受けた後に自身で飼養等する者や、生きたまま他の者に譲渡し・引渡しする者は含まれない。なお、以下の要件をすべて満たせば、「その他公益上必要と認められる目的」として許可を取得できる場合がある。
 - ▶飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること。
 - ▶許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容や終生飼養が原則であることについて、許可申請者が十分理解していること。
 - ▶次の事項を飼養等許可の条件として付すことを許可申請者が了承すること。
 - ▷飼養等をすることのできる数量の上限を定めること。
 - ▷不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
 - ▷特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
 - ▷マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
 - ▷一年に一回など一定期間ごとに、引取りをされた個体の飼養等の状況（例えば、個体の大きさ、重量の情報、取扱いの状況及び当該内容を示した写真）について主務大臣に報告すること。
 - ▷地方公共団体等からの要請があつた場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。
- ・防除の目的は、生態系等に係る被害を低減させることであることから、販売などによる有効活用を行う場合も、あくまで計画的かつ効率的な防除活動の実施を目的として活用すること。
- ・販売を行う場合は、以下の点を計画に記載し、遵守すること。
 - ▶販売の相手方の名称、相手方が許可者等又は施行規則第2条各号に基づき適切に購入できる者であること。
 - ▶捕獲個体を保管する際の、繁殖を防止するための具体的措置。（例えば、分離飼育を行う、卵があつた場合は即時処分する等。）
 - ▶捕獲場所、捕獲予定数及び捕獲実績（例：捕獲数：○、殺処分数：○、販売相手への移送数（○○に○○匹））を台帳に記載すること。流通経路を明確にする観点から、防除した個体を生きたまま販売する場合は、相手方の名称と相手方が飼養等許可を得ている者であることを確認し台帳に記載しておくこと。

コ 防除に使用する捕獲器具等（銃器を除く。）ごとに、見やすい場所に、法に基づく防除のための捕獲に使用されるものである旨、対象とする特定外来生物の種類並びに、実施者の住所、氏名又は名称及び電

話番号等の連絡先を表示すること。ただし、捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合は、設置場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

- ・捕獲器具等への標識の表示方法について記載すること。
- ・捕獲器具等の大きさ等の理由で捕獲器具等ごとに標識の表示をすることが困難な場合とは、具体的にはかごわな、筒わな、粘着トラップなどで小型のものを多数設置する場合を想定している。また、水中で設置するため立て札などのほうが見やすい場所として適切な場合は、まとめて立札表示すること。

サ わな等を設置して捕獲等をする場合は、錯誤捕獲の防止の観点から定期的にわな等を巡視すること。

- ・わな等の巡視の頻度について記載すること。
- ・基本的に鳥獣であれば1日1回の巡視が理想であるが、罾の数が大量である場合などは、罾の性質に応じて適切な頻度で巡視できるような体制を組むこと。

シ 捕獲等をした個体は防除実施者の責任の下、適切に処分又は譲渡しをすることとし、その場で処分しない場合は、従事者や第三者による個人的な持ち帰り及び野外への放置をせず、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分すること又はケに該当する者へ譲渡しをすること。

- ・具体的な処分方法又は譲渡しする相手方として予定している者を記載すること。(ケにおいて譲渡しする相手方を記載している場合は、重複しての記載は不要)

ス 捕獲個体を殺処分する場合は、当該殺処分をする特定外来生物の性質を踏まえ、従事者の心理的負担軽減や効率的な防除の観点にも留意しつつ、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものであること。

セ 防除に係る放出等をする場合は、次に掲げる事項を満たす方法として特定外来生物の種類ごとに主務大臣の定める方法を遵守すること。

- (ア) 放出等を伴う手法が他の手法よりも高い防除効果が見込まれるものであること。
- (イ) 放出等により当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- (ウ) 放出等をされた個体により発生する生態系等に係る被害の程度よりも、放出等による防除の結果低減される生態系等に係る被害の程度が高いことが明らかであること。
 - ・令和5年4月1日時点において「主務大臣の定める方法」を定めている種が存在しないため、防除の確認、認定のみでの放出は不可。放出の許可を取得せずに防除の一環として放出することを希望する場合には、環境省外来生物対策室に個別に相談すること。

ソ 防除の従事者の台帳を作成し、適切に管理すること。

- ・台帳の作成方法及び管理方法を記載すること。

タ 防除実施者は、防除の従事者に対して防除の内容を具体的に指示し、防除実施計画書の内容を遵守させること。

- ・従事者が防除実施計画書の内容を把握、遵守するために申請者や全体の責任者がどのような取組をしているかを記載すること。

チ 鳥獣（鳥獣保護管理法第2条第1項に規定する「鳥獣」をいう。以下同じ。）の防除に際しては、アからタまでの事項に加え、次に掲げる事項を遵守すること。

- (ア) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域について配慮していること。
 - ・配慮の内容を記載すること。
- (イ) わなを設置する際に防除の対象生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うこと。
 - ・他の鳥獣の誘因や被害の発生を防ぐための措置を記載すること。
- (ウ) 防除の従事者は、使用する猟具に応じた鳥獣保護管理法第39条第1項に規定する狩猟免許を有する者とする。ただし、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められる団体又は個人については、免許非所持者を従事者に含めることができる。
 - ・免許非所持者を従事者に含める場合は、従事者が適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有し

ていると認められる理由について、具体的に記載すること。例えば、自治体が狩猟講習会を開催して修了証書を参加者に発行するといった措置等を講じている場合、その講習会の情報や当該従事者が修了証書を所持していることなどを記載する。

(エ) 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間及びその前後における捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

・鳥獣保護管理法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されないための周知の方法（地域住民への周知の際にその旨も伝えるなど）について記載する。

(オ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については使用しないこと。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

・大型獣類について空気銃を使用する場合は、その使用環境について記載すること。

(カ) 鳥獣保護管理法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲は行わないこと。

・「第10条第3項第10号から第13号までの規定により禁止された捕獲」とは、以下の方法を意味する。

▶ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

▶つりばり又はとりもちを使用する方法

▶矢を使用する方法

▶犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法

(キ) 鳥類について、網等を設置して捕獲をする場合は、在来生物の錯誤捕獲について対策すること。

・錯誤捕獲の対策内容について記載すること。

ツ 防除の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

・防除に当たって関係する法令について記載し、許可等が必要なものについてはその手続きの進捗状況（予定含む）について記載すること。

・関係法令とは、具体的には鳥獣保護管理法の他、種の保存法、自然公園法、自然環境保全法、文化財保護法、廃棄物処理法などが特に関係するため、よく確認すること。また、地方公共団体において都道府県漁業調整規則や関連条例を策定している場合もあるため、地方公共団体にも確認すること。

・令和4年法改正により、外来生物法に基づく防除であっても鳥獣保護管理法第1章（総則）、第2章（基本方針等）、第15条（指定猟法禁止区域）、第35条（特定猟具使用禁止区域等）、第36条（危険猟法の禁止）、第38条（銃猟の制限）の規定は適用されることとなったため留意すること。

・種の保存法に基づく管理地区において防除を実施する場合には、その旨明記すること。

(4) 緊急防除の場合

通常の防除の確認手続きを経ている時間がないような緊急の防除を外来生物法に基づいて行う場合においては、施行規則第23条第2項ただし書きに基づき、緊急防除の申請を行うことで、防除実施計画書を作成することなく確認証を取得することができます。この場合、以下の点を踏まえて実施して下さい。

一 緊急防除が認められる場面

・人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物が野外で発見された場合、希少な野生生物が多く生息・生育する地域に捕食性の高い特定外来生物が発見された場合等が想定される。

・県内、市内への侵入初期と考えられ、かつ発見が人の居住地の近くであったり、拡散時期が近いなど急ぎ防除対応する必要がある場合であれば緊急防除として認められるが、慢性的に同種が発見されているなど既に拡散、繁殖等している時点においては、計画的防除が重要であるから緊急防除が必要と認められる場面には当たらない。

・民間団体、個人等に係る防除の認定には緊急防除の制度はない。

二 緊急防除の手続き

- ・緊急防除を申請する場合は、【様式3】に必要事項を記載の上、環境省地方環境事務所に提出すること。

(5) 確認を得た事項を変更する場合

市町村の名称に変更があった場合、又は防除の期間を単純延長する場合は、名称の変更又は期限から30日間以内に【様式4】により届出をしなければなりません。また、これ以外の事項（目標、区域、防除実施計画書の内容など）を変更する場合は、【様式2】及び【様式3】で申請内容変更の申請を行い、改めて確認を得ることが必要です。

防除期間を単純延長する場合は届出のみで可能ですが、それまでの防除の結果に鑑み、防除実施計画の見直しの必要がないかどうか事前によく検討して下さい。

(6) 防除を中止する場合等

確認を受けた防除を中止したとき、又はその防除の確認・認定の基準に即して行うことができなくなったときは、環境省地方環境事務所に通知しなければなりません（様式自由）。この通知により、確認は取り消されることとなります。

(7) 留意事項

複数の市町村で共同で確認の申請をすることも可能です。この場合は、申請書には全ての市町村名を明記するほか、環境省地方環境事務所へ通知等の連絡の際には、窓口となる市町村を決めて連絡を行うようにして下さい。

6. 民間事業者・個人等が行う防除の認定手続きについて

民間事業者・個人等（国・地方公共団体以外の者）が防除する場合は、(1)に記載の認定の手続きが必要となります（法第18条第1項）。

(1) 手続きの流れ

- ①【様式2】に必要事項を記載し、防除実施計画書等を添付して地方環境事務所へメールにて提出
↓
- ②地方環境事務所にて施行規則第22条の基準への適合について審査
↓
- ③地方環境事務所から、当該申請のあった防除の区域を管轄する都道府県へ通知
（2週間以内（※）であれば都道府県から意見を述べる事が可能）
↓
- ④審査通過後、地方環境事務所から認定証交付。環境省ホームページの防除一覧に掲載。
地方環境事務所から都道府県へ確認の公示について通知。
↓
- ⑤防除実施計画書記載事項を遵守して防除実施

※2週間以内に照会への返答を得た場合はこの限りでない。また、緊急的に防除を行う必要がある場合（施行規則第23条の2ただし書。施行規則第23条第2項ただし書に基づく緊急防除ではない防除の場合も含む。）は、個別事情に応じて短縮して通知する場合がある。

(2) 申請書記載事項

【様式2】に以下の事項を記載の上、地方環境事務所に提出して下さい。

一 防除の対象となる特定外来生物の種類

- ・学名と和名（和名がない場合は学名のみ）を記載すること。種類が複数ある場合は同じ公示の中で記載してよい。学名と和名については、以下に掲載の特定外来生物一覧を参考にすること。

環境省 HP：特定外来生物一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

二 防除を行う区域及び期間

- ・防除区域は、現に特定外来生物による被害が確認されている地域又は特定外来生物による被害が今後生じるおそれがある地域のうち、防除を行うことが想定される地域を記載すること。
- ・防除期間については5（3）四アを参照。
- ・被害を受けている地域が広がるおそれが生じたり、防除が長期間にわたる可能性が高い場合には、適宜防除の効果を評価し、必要に応じて区域の変更、期間の延長等の手続きを行うこと。

三 防除の目標

- ・（3）二を参照。

四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

- ・（3）一を参照

(3) 防除実施計画書記載事項の概要

一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容

- ・防除の目標に照らし、捕獲、採取、殺処分、防護柵の設置等の方法を明らかにするとともに、捕獲等をした個体の取扱いの方法を記載すること。
- ・使用する捕獲器具等の種類及び捕獲等の方法を記載すること。

二 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、区域からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の目標

- ・施行規則で規定する防除の目標について、計画に記載するものは指定時の指定理由（生態系被害／農林水産業被害／人の生命・身体への被害）に応じたものとする。
- ・将来的には完全排除を目標として、短期的には被害の低減化を図るという目標の設定の仕方もあり、必要に応じて計画対象区域の地区割を行った上でそれぞれの地区ごとに目標を設定することも考えられる。
- ・設定された目標については、防除の実施状況やモニタリング調査の結果を踏まえて、随時見直しを行うものとし、見直し予定時期についても計画に盛り込むことが望ましい。

三 防除実施計画書に基づく防除を実行する財政的及び人力的能力を有していることを示す事項

- ・申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、過去3年間の活動実績、定款又は寄付行為、登記事項証明書並びにその役員の名及び略歴を記載した書類）を添付すること。
- ・防除費用総額（見込み）と、当該費用の確保の方法について記載すること。
- ・従事者を含めた総人数を記載すること（流動的な場合はおよその数）。

四 防除を行う区域内の土地、水面、立木竹及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図った結果

- ・調整の対象者、時期、結果を記載すること。
- ・不特定多数の土地で防除を行うことを予定している場合、個別の防除の前に調整を行う旨を記載しておくこと。

五 防除実施計画書の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果

- ・協議・検討時期、協議・検討の関係者、協議・検討結果を記載すること。

六 前各号に掲げるもののほか、施行規則第22条各号の規定において定める基準に適合することを示す事項

- ・5（3）四と同様。

(4) 認定を得た事項を変更する場合

申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）を変更した場合は、変更から 30 日間以内に【様式 4】により届出をしなければなりません。また、これ以外の事項（目標、区域、防除実施計画書の内容など）を変更する場合は、【様式 2】で申請内容変更の申請を行い、改めて確認を得ることが必要です。

なお、民間団体、個人等に係る防除の認定には単純延長の制度はありませんので、継続して防除を行う場合は、期間終了前に【様式 2】で申請内容変更の申請が必要です。

(5) 防除を中止する場合、基準に違反した場合等

認定を受けた者は、防除を中止したとき、又は防除の確認・認定の基準に即して行うことができなくなったときは、環境省地方環境事務所に通知しなければなりません（様式自由）。この通知により、認定は取り消されることとなります。

また、認定をうけて特定外来生物を放出した場合で防除の確認・認定の基準（主務大臣が放出等の方法を定めた場合の当該方法）に違反したときは、放出をした当該特定外来生物の回収その他の必要な措置を執るよう命令や認定の取消処分を受ける可能性があります。

(6) 留意事項

複数の者が連携して防除を実施するために一括して認定申請をする場合は、計画的な防除の推進の観点から、代表者を定めその下での役割分担を明記したり、協議会として連携体制を明確にするなど、責任関係が不明確にならないよう留意の上で申請をしてください。

7、令和 5 年 3 月 31 日までに防除の確認又は認定を取得した防除の扱いについて

令和 5 年 3 月 31 日までに取得した防除の確認又は認定の効力は、当該防除の期限までの間は有効であり、確認又は認定の内容に沿って引き続き防除を実施することができます。この場合においては、防除の原則や防除の確認認定の基準ではなく、従来の防除の告示を遵守してこれまでどおり防除を実施すれば足ります。

ただし、期限終了後も防除を継続する場合や、期限内に防除事項に変更が生じた場合は、令和 4 年改正後の外来生物法に基づき、上記の 3～6 に記載の手続きを経ることが必要です。申請の際は、過去に防除の確認又は認定を取得していたことや、防除実施計画書を引き継いで（又は状況に応じて更新して）の申請であることなどを明記の上申請すれば、その内容を考慮して審査を行います。

特定外来生物の防除の告示（※令和 5 年 3 月 31 日までの防除の基準。特定外来生物の種類ごとに記載。）

https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/boujyokokuji_200202.pdf

8、3～6 の手続きを必要としない防除について

(1) 小規模な防除

地域のボランティアによる防除など小規模な防除については、以下の場合であれば、法に基づく防除の公示、確認又は認定といった手続きをとらなくても外来生物法の飼養等（飼養、栽培、保管、運搬）の禁止の適用除外となります。

一 植物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 2 条第 14 号に規定されている以下の要件を満たした防除。

- ・防除した当該特定外来生物を処分することを目的として、廃棄物の収集、運搬又は処分に供する施設に運搬すること。
- ・当該特定外来生物の落下、種子の飛散その他の理由による野外への逸出を防止するための措置をとっていること。
- ・防除を行う者が、あらかじめ当該防除に関する次の事項を掲示板、インターネット等を使用する方法により公表し、かつ、公表された次の事項に従って当該防除を行うときに、当該防除の実施の一環として当該特定外来生物を運搬していること（農業若しくは水産業を営むに当たって行う場合又は森林の経営管理に当たって行う場合は除く。）。
 - ▶当該防除が特定外来生物である植物の防除に該当すること。
 - ▶当該防除を実施する者
 - ▶当該防除の実施日時及び実施場所

二 かみきりむし科

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件」（告示）に規定の要件を満たした防除。

※下記 URL の告示の欄に令和 5 年 3 月末頃掲載。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/law.html>

(2) アカミミガメ、アメリカザリガニの防除

アカミミガメ、アメリカザリガニは令和 5 年 6 月 1 日から条件付特定外来生物に指定されますが、飼養等については販売・頒布を目的とした行為のみ禁止されるため、生きた個体の販売・頒布を伴わない防除については、必ずしも法に基づく手続きを取る必要はありません。ただし、防除（確認、認定手続きを特段とらない防除も含む。）を反復・継続した事業として実施する場合において、捕獲した個体を飼養等する場合には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法」に規定の飼養等の基準を遵守して飼養等を行うことが必要となります。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令附則第二条第一項に基づき主務大臣が定めるアカミミガメ及びアメリカザリガニの業として行う飼養等の方法」

※下記 URL の告示の欄に令和 5 年 4 月頃掲載。

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/law.html>

9. 参考情報

防除の実施に当たっては、以下の資料等も参考にして下さい。

- ・ 特定外来生物被害防止基本方針

https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/files/kihon_rev_all_r4.pdf

- ・ 令和 4 年外来生物法改正に関する施行通知（下記 URL の「通知」欄に掲載）

<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/law.html>

- ・ 各種防除マニュアル

<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html>

地方環境事務所等連絡先一覧

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

環境省自然環境局 野生生物課外来生物対策室連絡先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

TEL : 03-5521-8344（直通）

10. 様式、防除実施計画書の例

【様式1】

都道府県による特定外来生物の防除の通知

特定外来生物の防除を行いますので、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（第17条の2第2項/第17条の2第4項）の規定により、次のとおり通知します。

令和 年 月 日

殿
殿

都道府県名：

1. 通知の種類	<input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 公示内容変更 / <input type="checkbox"/> 公示した防除の中止		
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類		
	2) 区域		
	3) 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	4) 防除の一部を行う市町村名		
	5) 目標		
	6) 防除の方法	(捕獲等した特定外来生物の取扱い： <input type="checkbox"/> 飼養等/ <input type="checkbox"/> 譲渡し/ <input type="checkbox"/> 殺処分)	
3. 備考			
4. 担当者連絡先 (本通知に係る担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

通知の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。欄枠の幅が足りない場合は適宜拡張して利用すること。

- ・日付
通知する日を記載すること。
- ・宛名
環境大臣名のほか、対象とする特定外来生物の種類により農林水産大臣が主務大臣となる場合(施行規則第34条参照)には、農林水産大臣名を記載すること。
- ・通知都道府県名
都道府県名を記載すること。複数の都道府県で共同で通知する場合は、全ての都道府県名を明記すること。

1. 通知の種類

「新規」又は「公示内容変更」のいずれかを選択すること。公示内容変更の場合は、現在公示されている事項を黒字で記載し、変更箇所は赤字で記載すること。

2. 防除の内容の概要

記載にあたっては、以下の他、防除実施要領のp4の記載事項を踏まえて記載すること。

- 1) 特定外来生物の種類: 防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載すること。複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載すること。
- 2) 区域: 防除を行う区域について、具体的に記載すること。(「〇〇県全域」も可)
- 3) 期間: 最長10年間で記載すること。中止の場合は中止日も記載すること。
- 4) 防除の一部を行う市町村名: 事前に同意を得た市町村名を都道府県別に記載すること。この記載により、令和5年3月31日までの防除の確認制度により確認を得ていたもので、その効果が不要となるものがあれば、明記すること。
- 5) 目標: 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、「区域からの完全排除」、「封じ込め」、「被害低減のための低密度管理」等の目標を記載すること。
- 6) 防除の方法: 防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて「飼養等」「譲渡し」「殺処分」のいずれかを選択し、詳細を備考欄に記載すること。

3. 備考

- ・他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。
- ・防除した個体を飼養等又は殺処分する際の具体的な方法を記載すること。団体等からの引取りの希望により殺処分せずに譲り渡す可能性がある場合には、「飼養等の許可を受けて引き取り飼養等を希望する団体等がある場合には、譲り渡すこともありうる。」旨を記入すること。

4. 担当者連絡先

- ・複数の都道府県で共同で公示、通知する場合には、連絡窓口として一つの都道府県の担当の連絡先を記載すること。

【様式2】

特定外来生物の防除の確認又は認定申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る（確認/認定）を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（第17条の4第1項/第18条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

殿
殿

市町村名/事業者名/^{ふりがな}氏名：

電話番号：

職業：

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業を記載すること）

1. 申請の種類	<input type="checkbox"/> 確認(法第17条の4第1項) / <input type="checkbox"/> 認定(第18条第1項) <input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 申請内容変更		
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類		
	2) 区域		
	3) 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	4) 目標		
	5) 防除の方法	(捕獲等をした特定外来生物の取扱い： <input type="checkbox"/> 飼養等/ <input type="checkbox"/> 譲渡し/ <input type="checkbox"/> 殺処分)	
3. 添付図面等	<input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 防除実施計画書 <input type="checkbox"/> 申請者の略歴を示した書類 (法人の場合 <input type="checkbox"/> 過去3年間の活動実績を記載した書類 <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)		
4. 備考			
5. 担当者連絡先 (本申請に係る事業所の住所、担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。欄枠の幅が足りない場合は適宜拡張して利用すること。

・日付

申請日を記載すること。

・宛名

環境大臣名のほか、対象とする特定外来生物の種類により農林水産大臣が主務大臣となる場合(施行規則第34条参照)には、農林水産大臣名を記載すること。

・申請者欄

市町村の場合は市町村名、法人の場合は主たる事業所の名称及び代表取締役名、個人の場合は氏名、職業を記載すること。また、ふりがなを振ること。

1. 申請の種類

市町村の場合は「確認」を、法人及び個人の場合は「認定」を選択すること。

「新規」又は「申請内容変更」のいずれかを選択すること。申請内容変更の場合は、現在申請されている事項を黒字で記載し、変更箇所は赤字で記載すること。

2. 防除の内容の概要

1) 特定外来生物の種類: 防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載すること。複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載すること。

2) 区域: 防除を行う区域について、具体的に記載すること。「市全域」も可

3) 期間: 最長10年間で記載すること。

4) 目標: 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、「区域からの完全排除」、「封じ込め」、「被害低減のための低密度管理」等の目標を記載すること。

5) 防除の方法: 防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて「飼養等」「譲渡し」「殺処分」のいずれかを選択すること。

3. 添付図面等

・区域図については、適正な縮尺のものとする。

・申請者が法人の場合は、過去3年間の活動実績、定款又は寄付行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類を添付すること。

4. 備考

・他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。

・防除した個体を飼養等又は殺処分する際の具体的な方法を簡潔に記載すること。団体等からの引取りの希望により殺処分せずに譲り渡す可能性がある場合には、「飼養等の許可を受けて引き取り飼養等を希望する団体等がある場合には、譲り渡すこともありうる。」旨を記入すること。

5. 担当者連絡先

・市町村において共同で申請する場合には、連絡窓口として一つの市町村の担当の連絡先を記載すること。

・申請者欄の記載と同じ者である場合は、住所、メールアドレスのみの記載でよい。

【様式3】

特定外来生物の緊急防除の確認申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る確認を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第17条の4第1項及び同法施行規則第23条第2項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

令和 年 月 日

殿
殿

市町村名

1. 申請の種類	緊急防除の確認(法第17条の4第1項) <input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 申請内容変更		
2. 緊急防除として申請する理由			
3. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類		
	2) 区域		
	3) 期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	4) 目標		
	5) 防除の方法	(捕獲等をした特定外来生物の取扱： <input type="checkbox"/> 飼養等/ <input type="checkbox"/> 譲渡し/ <input type="checkbox"/> 殺処分)	
4. 添付図面等	<input type="checkbox"/> 区域図		
5. 誓約			
6. 備考			
7. 担当者連絡先 (本申請に係る担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

申請書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。欄枠の幅が足りない場合は適宜拡張して利用すること。

・日付
申請日を記載すること。

・宛名
環境大臣名のほか、対象とする特定外来生物の種類により農林水産大臣が主務大臣となる場合(施行規則第34条参照)には、農林水産大臣名を記載すること。

・申請者欄
市町村名を記載すること。

1. 申請の種類

- ・確認の申請の内容に応じて、新規又は申請内容変更のいずれかを選択すること。
- ・申請内容変更の申請の場合は、現在申請されている事項を黒字で記載し、変更したい箇所は赤字で記載すること。

2. 緊急防除として申請する理由

防除実施要領のp11(5(4))を参考に具体的に記載すること。

3. 防除の内容の概要

緊急防除の概要として、以下の事項について記載すること。

- 1) 特定外来生物の種類: 防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載すること(複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載すること)。
- 2) 区域: 防除を行う区域について、具体的に記載すること。
- 3) 期間: 1年以内で記載すること。
- 4) 目標: 防除の対象となる特定外来生物の生態的特性及び予想される被害の状況に応じた、「区域からの完全排除」、「封じ込め」、「被害低減のための低密度管理」等の目標を記載すること。
- 5) 防除の方法: 防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱について「飼養等」「譲渡し」「殺処分」のいずれかを選択すること。

4. 添付図面等

区域図については、適正な縮尺のものとする。

5. 誓約

「外来生物法施行規則第22条に定められている確認の基準を遵守して実施する。」旨を記入すること。

6. 備考

- ・他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入すること。
- ・防除した個体を飼養等又は殺処分する際の具体的な方法を記載すること。団体等からの引取りの希望により殺処分せずに譲り渡す可能性がある場合には、「飼養等の許可を受けて引き取り飼養等を希望する団体等がある場合には、譲り渡すこともありうる。」旨を記入すること。

7. 担当者連絡先

- ・共同で申請する場合には、連絡窓口として一つの市町村の担当の連絡先を記載すること。

【様式 4】

特定外来生物の防除の確認/認定事項の変更の届出

特定外来生物の防除の（確認/認定）された事項について変更が生じたため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（第 24 条第 3 項/第 26 条第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

殿
殿

市町村名/事業者名/^{ふりがな}氏名：

〔 法人にあっては、主たる事務所の名称、代表者の氏名を記載すること 〕

1. 届出の種類	<input type="checkbox"/> 確認の変更（ <input type="checkbox"/> 市町村名の変更 / <input type="checkbox"/> 期間の単純延長） <input type="checkbox"/> 認定の変更（ <input type="checkbox"/> 住所・主たる事務所の所在地の変更/ <input type="checkbox"/> 氏名・名称・代表者の氏名の変更 / <input type="checkbox"/> 職業・主たる事業の変更）		
2. 市町村名/申請者の住所、氏名及び職業の変更	変更前		
	変更後		
	変更の理由		
3. 期間の単純延長	変更前の期間		
	変更後の期間		
	防除実施計画書の見直しの検討の結果、見直し不要とした理由		
4. 担当者連絡先 (本届出に係る担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

届出書の記載に当たっては、以下の注意事項に沿って記載すること。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れること。欄枠の幅が足りない場合は適宜拡張して利用すること。

市町村については、確認を受けた市町村の名称の変更又は期限の単純延長の場合、民間事業者・個人等については、確認を受けた住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)を変更した場合のみ、この様式による変更届出の対象となる。これ以外の事項(目標、区域、防除実施計画書の内容など)を変更する場合は、【様式2】及び【様式3】で申請内容変更の申請を行い、改めて確認、認定を得ることが必要であるため注意すること。

・日付

届出日を記載すること。

・宛名

環境大臣名のほか、対象とする特定外来生物の種類により農林水産大臣が主務大臣となる場合(施行規則第34条参照)には、農林水産大臣名を記載すること。

・届出者欄

市町村の場合は市町村名、法人の場合は主たる事業所の名称及び代表取締役名、個人の場合は氏名、職業を記載すること。また、ふりがなを振ること。

1. 届出の種類

市町村の場合は「確認の変更」を選択し、市町村名又は期間の単純延長のうち変更するものを選択すること。個人の場合は「認定の変更」を選択し、申請者の住所、氏名、又は職業のうち変更するものを選択すること。法人の場合は、「認定の変更」を選択し、主たる事務所の所在地、名称・代表者の氏名又は主たる事業のうち変更するものを選択すること。

2. 市町村名/申請者の住所、氏名及び職業の変更

- ・変更前：変更する内容について、申請時の内容を記載すること。
- ・変更後：変更する内容について、変更後の内容を記載すること。
- ・変更の理由：変更した理由を記載すること。

3. 期間の単純延長

- ・変更前の期間：申請時の期間を記載すること。
- ・変更後の期間：申請時の期間の翌日から最長10年間の期間を記載すること。
- ・防除実施計画書の見直しの検討の結果、見直し不要とした理由：見直し不要とした理由を記載すること。

4. 担当者連絡先

- ・変更がなくても記載すること。
- ・申請者欄の記載と同じ者である場合は、住所、メールアドレスのみの記載でよい。

防除実施計画書の記載例

※記載事項の詳細については防除実施要領 p 7 (5 (3))、p 13 (6 (3)) 参照。

1. 防除実施主体の情報（市町村の場合はタイトル等に記載されていれば不要）

事業者名：〇〇

代表取締役：〇〇

（1）略歴

（2）過去3年間の活動実績

〇〇年〇〇月に・・・区域にて〇〇ワナによるアライグマの防除を実施し、捕獲数約〇〇匹。

（3）財政的、人力的能力に関する事項

本計画に基づく防除に係る費用について・・・による支援を取得している。

従事者は〇〇名で、そのうちわなの設置、巡視、処分にあたる人員は〇〇名、その他の者は〇〇を担当する。

2. 特定外来生物の種類

アライグマ (*Procyon lotor*)

3. 防除を行う区域

〇〇市全域（※別添に区域図を付ける）

4. 防除を行う期間

令和5年6月20日から令和9年3月31日まで

3年間経過後、モニタリング調査を実施し、本計画の見直しを行うこととする。

5. 防除の目標

防除を行う区域から完全排除することを長期的な目標とし、当面3年間の目標としては、防除を行う区域における生態系への被害（※記載可能であれば具体的な被害を記載）の低減化を図ることとする。

なお、（人に重傷を負わせるおそれがある場合、希少な動植物に被害が生じるおそれがある場合）その他の緊急時には、そのおそれを取り除くため緊急的な防除を実施することとする。

6. 合意形成の経緯及び結果

（1）防除実施に係る地域説明会の開催

- ・ 令和○年○月○日 □□地域説明会 参加者○名
- ・ 令和○年○月○日 □□地域説明会 参加者○名
- ・ . . . といった質問が出たが、特段反対の意見はなかった。

（2）防除実施協議会の開催

防除に賛同する機関により「○○防除実施協議会」を設置した。当該協議会では、防除の目標、方法等の確認、役割分担に係る調整等を行っている（構成員、規約、開催状況等の関連資料は別添○のとおり）。

7. 防除の方法

（1）捕獲の方法の概要

被害情報があった地点にカゴワナを設置し、捕獲を実施する。

防除を行う区域を区分し、区分したエリア毎に捕獲に従事する者（以下「従事者」という）を配置する。従事者数は○名で、従事者とその担当区域、狩猟免許の有無等については別添○のとおり。

（2）捕獲の際には、次の事項に留意して行う。

① 錯誤捕獲、事故の防止

カゴワナによる在来生物の錯誤捕獲や事故を防ぐため、⑩に記載の巡視により錯誤捕獲及び事故の発生がないことを確認する。錯誤捕獲があった場合は、速やかに放逐する。鳥獣の場合で負傷や死亡していた場合は、鳥獣保護管理法の担当行政機関に連絡する。

②事前周知等

防除実施内容について地域住民に知らせるため、事前に広報誌やホームページへの掲載を行ったほか、上記のとおり関係地域において説明会を開催し、防除内容の普及啓発に努めており、今後も必要な措置を講じることとしている。

③書類携帯

従事者は、防除の確認証又は認定証（又はそのコピー）を携帯して防除活動を行う。

④生態系への影響配慮

本防除による成果としては、およそ〇〇匹程度の捕獲が想定される。他方、地域の生態系への影響として〇〇〇（当該地域に生息するワナのサイズに合った哺乳類など）の錯誤捕獲が懸念されるが、…といった工夫により錯誤捕獲の可能性は低く、防除による…（生態系被害など）の防止の効果の方が大きいものと予想される。

⑤調査

防除を行う区域において、既存文献や関係者へのヒアリングにより、アライグマの分布等の知見を把握したところ、…であった。今後、防除の実施と並行して、必要に応じ詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

⑥捕獲個体の飼養等施設の詳細

環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件に規定されている基準を満たした〇〇型施設にて保管する。

※可能であれば写真掲載等

⑦処分までの一時的な保管又は運搬の詳細

カゴワナにいた状態のまま、処分施設まで運搬する。営業日や処分施設の営業時間

等の都合上、〇日程度〇〇にてカゴワナに入れた状態のまま保管する場合があります。これ以外の飼養等を行わない。

⑧譲渡の相手方

法第5条第1項に基づく許可を受けた〇〇に引き渡す場合がある

相手方の情報

名称 _____

許可の有効期間 _____

許可の目的 _____

※この他、譲渡方法と譲渡後の飼養等施設での扱い等を確認した結果を記載

⑨捕獲器具等の表示

防除に使用するカゴワナには、猟具ごとに、ワナの表面に、本法に基づく防除のための捕獲である旨、対象とする特定外来生物の種類並びに、実施者の住所、氏名又は名称及び電話番号等の連絡先を表示する。

⑩巡視

従事者は、餌として〇〇を入れたカゴワナを設置し、その場所を一日一回巡視して、対象生物が捕獲されている場合には、そのワナを自動車の荷室に載せて運搬し、ワナを取り去った場所には別のカゴワナを設置する。

⑪捕獲個体の処分

捕獲した個体は、すべて〇〇センター（処分場所）へ搬送し、できる限り苦痛を与えない方法（二酸化炭素による処分を予定）により殺処分する。処分した個体は、事業系一般廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第五条第一項に基づく飼養等の許可を得ている者であることを確認した上で譲り渡すこととする。

8. 従事者

- (1) 台帳は別紙〇の通り作成し、これを従事者に変更があった場合遅滞なく更新する。
- (2) 従事者が防除実施計画書の内容を把握、遵守するために、実施前に本防除実施計画書に記載の内容について講習を行う。

9. 鳥獣に関する扱いの事項

- (1) 防除対象区域に生息する〇〇〇（防除の対象となる生物以外の野生鳥獣）の繁殖に支障がある期間である〇〇月から〇〇月及び〇〇区域は避ける。
- (2) ワナに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう、・・・といった工夫をする。
- (3) 防除の従事者のうち、☆印を付けた者については、免許非所持者であるが、〇〇で実施する講習会（〇〇年〇〇月開催）を修了しており、適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術を有していると認められ、免許非所持者を従事者に含める。
- (4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう、事前周知の際に明記し、適切に実施する。

10. 関係者との調整の経緯と結果（認定の場合）

(1) 土地所有者との調整

防除を行う区域の土地所有者に対しては、防除実施内容に係る通知を〇〇年〇〇月〇〇日に行い、異議のある旨の連絡は得ていない。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得ている。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う区域に存する施設や緑地等の管理者に対しては、防除実施内容に係る通知を

〇〇年〇〇月〇〇日に行い、異議のある旨の連絡は得ていない。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得ている。

11. 関係法令の調整状況

従事者のうち〇〇について、鳥獣保護管理法第55条に基づき狩猟免許登録を申請し、〇月〇日時点において登録簿への登録の通知待ちの状況。